

令和6年（フ）第996号

破産者 株式会社トリプルアート

破産法157条による報告書

令和7年5月19日

東京地方裁判所民事第20部特定管財4係 御中

破産者 株式会社トリプルアート

破産管財人 弁護士 鐘ヶ江 洋 祐

当職は、破産者株式会社トリプルアート（以下「**破産者**」という。）の破産管財人として、破産法157条に基づき、以下のとおり報告する。

第1 当職が行った主な換価業務について

1 確定申告及び消費税の還付請求

当職は、令和6年5月中旬頃に破産者の元顧問税理士より共有を受けた総勘定元帳のデータや、令和5年から令和6年にかけての取引の領収書や口座の出入金記録等を調査し、それに基づいて、令和5年度及び解散事業年度についての確定申告及び消費税の還付請求を行った。なお、還付金の有無及び額については、現時点では確定していない。

2 楽天ポイントの換価

当職は、破産者が商品の仕入れに使用していた現代表者個人名義のアカウントで保有する楽天ポイントについて、順次換価を進めている。現在までに合計129万5370ポイントの換金が完了し、合計106万6840円を破産財団へ組み入れた。

3 生命保険の保険解約返戻金

当職は、破産者が生命保険会社との間で締結していた保険契約を解約して、保険解約返戻金の受領を進めている。現在までに、合計16万5934円を破産財団へ組み入れている。

第2 当職が行った破産債権届出について

令和7年2月20日付けで、貴庁から、破産債権に関し、債権届出期間を同日から令和7年3月21日までとする旨のご決定をいただいた。

顧客以外の債権者については、郵送により債権届出に関する書類を送受信する方法により、債権届出を受け付けた。

また、出金可能なアカウント残高（多くは少額である）を有する顧客は中国を中心に最大数万人存在するところ、これらの債権者について、郵送により債権届出書と疎明資料に関する書類を送受信する場合には、債権額に比して手続費用が高額となり債権者の権利保護に欠けるうえに破産財団からもかなりの支出を要し、多数の国際郵便を処理する物理的な事務的な負担も増加するという問題があった。かかる点を考慮し、本件では、貴庁からのご許可を得て、国際郵便を利用するのではなく、ウェブ上で動作する「破産債権管理システム」（以下、「本件システム」という。）を設け、本件システムを通じて債権届出を受け付けて認

否結果の通知等を含む債権者とのコミュニケーションを取ることとした。本件システムでは、債権の種別ごとに、また、通貨（人民元、日本円）ごとに、債権を登録可能とすることで、破産者の事業の実態と、破産管財人が保有する破産者の顧客や受注のデータに即した形での債権届出を可能とした。また、本件システム上での入力により債権届出を受けることで、中国語と日本語という言語の違い等から生じる解読不可能な文字の記載や不正確な情報入力を防ぐということも可能となった。

結果として、本件システムを通じて、債権届出期間中に、1000名を超える債権者から約4000件の債権の届出を受領することとなった。

第3 破産財団の現状

破産財団の現状は、財産目録及び収支計算書のとおりである。

第4 今後当職が行う予定の業務及び今後の見通し

1 債権調査

国内から郵送にて、また中国から本件システムを通じて届け出られた債権について、今後、速やかに債権調査を行う所存である。

かかる債権調査にあたり、現在、多数のデータを名寄せして対照するためのプログラムを利用し、破産管財人が保有している破産者の顧客及び受注の情報と、債権者により本件システムに登録された債権情報とを対照して認否するための準備をしている。中国に所在する多数の債権者については、本件システムを利用して、債権認否期日の前に破産管財人から認否の見込み額を示し、確認を求める予定である。

2 配当が実施される場合に想定される配当額・手続等

債権認否の結果次第ではあるが、届け出られた債権の多くは、数百円から数万円程度の少額の債権である。そのため、破産配当が実施できる場合でも、これらの少額の債権者に対する配当額は極めて少額になると想定される。その場合、債権者によっては、配当額が送金手数料等の費用を下回り、配当を受領できない（そもそも配当を実施することができない）可能性がある。

そのため、上記債権調査の手続対応と並行して、将来実施可能となった場合の配当の方法についても、海外向けの銀行送金を中心に様々な方法を検討中であ

る。

以 上

2024 年（フ）第 996 号

破产公司 株式会社 Triple-art

破产法第 157 条报告

2024 年 5 月 19 日

致：东京地方法院民事第 20 部特定财产管理 4 股

破产公司 株式会社 Triple-art

破产管理人 律师 钟江 洋 祐

本人作为破产公司株式会社 Triple-art（以下简称“**破产公司**”）的破产管理人，根据《破产法》第 157 条报告如下。

第 1 关于本管理人开展的主要变现工作

1 确定申报及消费税的退税申请

本管理人于 2024 年 5 月中旬左右，从破产公司的前顾问税务师处收到了其提供的总账数据，以及 2023 年至 2024 年期间的交易收据和账户收支记录等资料，并基于此进行了调查，据此实施了 2023 年及解散财年的确定申报并申请了消费税退税。关于是否有退税金及其具体数额，目前尚未得到确定。

2 乐天积分兑换

本管理人正在逐步兑换破产公司用于购入商品的以现任代表个人名义持有的乐天积分。截至目前，合计已完成 129 万 5370 积分的兑换，共计 106 万 6840 日元被纳入破产财产。

3 人寿保险的保险解约返还金

本管理人解约了破产公司与人寿保险公司之间签订的保险合同，正在推进保险解约返还金的领取。截至目前，总计 16 万 5934 日元被纳入破产财产。

第 2 关于破产管理人实施的破产债权申报

2025 年 2 月 20 日，贵厅就破产债权事宜作出将债权申报期限定为自当日起至 2025 年 3 月 21 日为止的决定。

对于顾客以外的债权人，通过邮寄收发债权申报相关文件的方式受理债权申报。

此外，持有可提取账户余额（大部分为小额）的客户主要集中在中国，多达数万人。对于这些债权人，若通过邮寄方式收发债权申报书及证明文件，将导致手续费高于债权金额本身，因而无法充分保障债权人的权益，同时也会给破产财产带来较大支出，并增加处理大量国际邮件的物理上的行政上的负担。考虑到上述情况，本案经贵厅许可，不再使用国际邮寄，而是通过基于网络运行的“破产债权管理系统”（以下简称“本系统”），通过本系统受理债权申报并进行包括确认结果通知在内的与债权人之间的沟通。本系统允许按债权种类及货币（人民币、日元）登记债权，从而使债权申报能够与破产公司的实际经营状况及破产管理人掌握的破产公司客户和订单数据相匹配。此外，通过在本系统上录入信息的方式进行债权申报，还可防止因语言差异（如中文和日文）导致的无法辨认的文字记载或信息输入错误等问题。

最终，通过本系统，在债权申报期间内，共接收了超过 1000 名债权人提交的约 4000 件债权申报。

第 3 破产财产的现状

破产财产的现状如资产清单和收支计算书所示。

第 4 破产管理人今后计划开展的工作和今后的预测

1 债权调查

对于通过国内邮寄方式以及从中国通过本系统申报的债权，本管理人将迅速推进债权调查工作。

在进行相关债权调查时，目前正在准备利用可以对大量数据进行名录整理和比对的程序，对破产管理人持有的破产公司的顾客及订单信息和债权人通过本系统申报的债权信息进行比对和确认。对于在中国的众多债权人，将通过本系统在债权确认截止日期前，由破产管理人提前告知确认结果的预估金额，并请求其进行确认。

2 实施分配时预计的分配金额和手续等

虽然债权确认的结果尚未确定，但已申报的债权中，大部分为数百日元至数万日元的小额债权。因此，即使破产分配得以实施，这些小额债权人可获得的分配金额也将极为微小。在此情况下，部分债权人可能面临分配金额不足以覆盖汇款手续费等费用，导致存在实际无法接收分配（甚至无法实施分配）的可能性。

为此，在推进上述债权调查的同时，本管理人正同步研究将来实施破产分配时，以对外银行汇款为中心的多种分配方式的可能性。